議の日子 書(新旧対照)日本国政府とフランス共和国政府に対する租税に関する二重課税の と回の避 間及 の条約を改正するび脱税の防止のた

		改正後
日本国政府及びフランス共和国政府は、 日本国政府及びフランス共和国政府は、 所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、 次のとおり協定した。 第一条 第一条 第一条 第二条 第二条 第二条 第二条 (i) 所得税 (ii) 法人税 (iii) 法人税	止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防	改 正 前

(iv)

給与税

(v) 一般社会保障税及び社会保障債務返済税

(これらの租税に係る源泉徴収される租税又は前払税を 含む。)

(これらの租税に係る前払税のほか) により徴収されるものを含む。) 源泉徴収又は予納

(b) 日本国については、

(以下「フランスの租税」という。)

所得税

(ii) (i) 法人税

住民税

(以下「日本国の租税」という。)

2

行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相 るか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。 互に通知する。 両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について 租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であ この条約の署名の日の後に課される租税であって1に掲げる この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わって

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除く

ほか、

- する区域を含む。 する区域を含む。 が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、管轄権を行使 れらの県の外側に位置する区域であって、フランス共和国 県及び海外県(これらの県に係る領海を含む。)並びにこ
- 及びその下を含む。)をいう。 の租税に関する法令が施行されているすべての区域(海底を含む。)及びその領域の外側に位置する区域であって、 を含む。)及びその領域の外側に位置する区域であって、 の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海

(b)

- (a) 「フランス」とは、フランス共和国のうちのヨーロッパに基づき海底及びその下にある天然資源の探査及び開発のに基づき海底及びその下にある天然資源の探査及び開発のに基づき海底及びその下にある天然資源の探査及び開発のための主権的権利を有する水域をいう。
- をいう。

 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国をいう。
- り、日本国又はフランスをいう。 (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈によ
- の租税をいう。 (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はフランス
- (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- 格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

 (げ) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人
- は、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の(g)「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」と

- いう。 てのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)を又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間におい)、「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶
- (j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
- その代理者
 ・
 の代理者
 ・
 の代理者
 ・
 の代理者
- ⑪ 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたそ

の代理者

締約国の居住者が営む企業をいう。

- (h) 「国民」とは、
- う。 位を与えられたすべての法人、組合その他の団体をいの個人及びフランスで施行されている法令によりその地い フランスについては、フランスの国籍を有するすべて
- いう。
 てのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)を又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においい。「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶
- (j) 「権限のある当局」とは、
- その代理者をいう。
 () フランスについては、予算大臣又は権限を与えられた
- の代理者をいう。

 の代理者をいう。
 大蔵大臣又は権限を与えられたそ

- 「企業」 は、 あらゆる事業の遂行について用いる。
- (1)|(k)動を含む。 事業」には、 自由職業その他の独立の性格を有する活
- 2 該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべ るものとする。 適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、 有する意義を有するものとする。 き場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当 一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先す 方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約 当該一方の締約国において 2

除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の 定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を 締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において

第四条

- 1 たる事務所の所在地、 いて課税される者を含まない。 約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国にお のとされる者をいう。ただし、この用語には、 る基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきも 方の締約国の法令の下において、住所、居所、 この条約の適用上、 事業の管理の場所その他これらに類す 「一方の締約国の居住者」とは、 当該一方の締 本店又は主 当該
- 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人につ

2

いては、次の原則によるものとする。

- 国)の居住者とみなす。 関係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある 国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的 の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約
- をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれ 用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。 ができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締 ができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締
- 締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの自己が国民である締約国の居住者とみなす。をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、
- 締約国を決定する。
 3 1の条約の適用上その者が居住者であるとみなされる以外の者については、両締約国の権限のある当局は、合意に以外の者により双方の締約国の居住者に該当する者で個人局は、合意により当該事案を解決する。

本の条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国内で受領者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国において施行されているとされ、又は当該他方の締約国において施行されているとかでのみ当該他方の締約国において租税を開きれることとされたの分割に送金され、又は当該他方の締約国の居住された部分についてのみ適用する。

るものに対しフランスにおいて課税されるものを含む。 団体の利得のうち当該株主、 税に関する法令に従い当該組合、 らに類する団体の株主、 税を課されるものであり、 を有する組合、社団その他これらに類する団体であって、 ンスである場合には、 「一方の締約国の居住者」とは、 フランスに実質的な事業の管理の場所 社員その他の構成員がフランスの租 かつ、 社員その他の構成員の持分に係 社団その他これらに類する 当該組合、 当該一方の締約国がフラ 社団その他これ 租

6 この条約の適用上、

(i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得さる。一方の締約国において取得される所得であって、

七

れ、かつ、

(i) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団

に限る。)が与えられる。
に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者(この条約に別に定める要当該受益者、構成員又は参加者(この条約に別に定める要についてのみ、この条約の特典(当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われる部分にかいてのみ、この条約の特典(当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われる部分に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づに限る。)が与えられる。

(b) 一方の締約国において取得される所得であって、

他方の締約国において組織された団体を通じて取得さ

(i)

かつ、

体の所得として取り扱われるもの 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団

ず、当該団体が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、き当該団体の所得として取り扱われるか否かにかかわらに対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づ

場合に認められる特典に限る。)が与えられる。 の特典 この条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、この条約 (当該他方の締約国の居住者が取得したものとした

- (c) 方の締約国において取得される所得であって、
- (i) 得され、 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取
- (ii) 体の受益者、 当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団 かつ、 構成員又は参加者の所得として取り扱わ
- (iii) 所得として取り扱われるもの 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の

に対しては、この条約の特典は与えられない。

第五条

1 場所をいう。 の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている この条約の適用上、 「恒久的施設」とは、事業を行う一定

- 2 「恒久的施設」には、 事業の管理の場所 特に、次のものを含む。
- (c) (b) (a) 支店

事務所

九

(e) (d) 工場

- 作業場
- を採取する場所 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、 採石場その他天然資源
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事は、十二箇月

を超える期間存続する場合に限り、

「恒久的施設」とする。

「恒久的施設」には、

次のことは、含まれないものとする。

4

1から3までの規定にかかわらず、

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、 展示又は引渡しのた
- (b) めにのみ施設を使用すること。 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡
- (c) しのためにのみ保有すること。 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工

のためにのみ保有すること。

- (d) すること。 することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集
- すること。 行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有する活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。 (6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活は、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活は、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活は、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活は、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活は、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活は、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活は、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活は、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動を行うことの規定に対して、事業を行う一定の場所を保有する。

に「恒久的施設」を有するものとされない。
活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業の強は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他

場合は、この限りでない。

該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当ものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事

一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住

7

第六条

税を課することができる。む。)に対しては、当該不動産が存在する締約国において租1.不動産から生ずる所得(農業又は林業から生ずる所得を含

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令に でいる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適 用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資 用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資 別の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定して いるかいないかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶 ひび航空機は、不動産とはみなさない。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立式による使用から生ずる所得について適用する。 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形

も、適用する。

を除く。)により取得する所得については、次条の規定にかけ分をある者が所有する場合には、当該者自身による占有貸その他のすべての形式による使用(当該者自身による占有がわらず、当該一方の締約国に存在する不動産を利用する権利を株主その 5 一方の締約国に存在する不動産を利用する権利を株主その 5

得についても、適用する。の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所

一方の締約国に存在する不動産を利用する権利を株主そのの規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課すを除く。)により取得する所得については、次条及び十四条を除く。)により取得する場合には、当該者が自己の権利の賃付の構成員に付与することを目的とする法人の株式その他のあった。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の組税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設事業を行わない限り、当該一方の締約国の企業が他方の締約国内においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内においてのみ租が、当該の統約国の企業が他方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の

他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が

せられるものとする。 せられるものとする。 たとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰つ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得し的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のか的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のからにおいて事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又

金に算入することを認められる。であるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損は、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたもの般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたもの般での施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一

3

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を得をその慣行とされている配分の方法によって得た結果がこの約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いら約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって当該一方の締得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5

行ったことを理由としては、いかなる利得も、

当該恒久的施

設に帰せられることはない。

、。 を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでな得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利

よって影響されることはない。に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定に他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得

第八条

1

ることによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国

一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用す

類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。) 類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。) の業である場合には日本国における事業税及び事業所税を免除され、日本国の企業である場合にはフランスにおける職業 があって前段に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に がであって前段に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に がであって前段に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に がであって前段に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に がであって前段に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に がであって前段に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に がであって前段に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に がであって前段に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に がと表 がと表 がと表 がとまである場合にはフランスにおける職業 がであって前段に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に がとまである場合にはフランスにおける職業 がと表 がと表 がとまである場合にはフランスにおける職業 がと表 がとまである場合にはフランスにおける職業 がと表 がと表 がとまである場合にはフランスにおける職業 がと表 がと表 がとまである場合にはフランスにおける職業 がと表 がとまである場合にはフランスにおける職業 がと表 がとまである場合にはフランスにおける職業 がと表 がとまである場合にはフランスにおける職業 がと表 がとまである場合にはフランスにおける職業 がとまである場合にはフランスにおける職業 がとまである場合にはフランスにおける職業 がであって前段に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に がであって前段に掲げる租税と同一であるものとは実質的に がであって前段に掲げる租税と同一であるものとは実質的に がとまである場合にはフランスにおける職業 がとまである場合にはフランスにおける職業 がとまである場合には がとまである。 がとなる。 がとなる。

についても、同様とする。

用する。 体に参加していることによって取得する利得についても、適体に参加していることによって取得する利得についても、適3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同

第九条

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は1(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配

いる場合

の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加して

- の利得に算入して租税を課することができる。の利得に算入して租税を課することができる。方の企業のとみられる利得であってその条件が設けられ又は課されているときとみられる利得であってもの条件が設けられ又は課されているときとみられる利得であったものとができる。
- に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のあ企業の利得を他方の締約国が当該他方の締約国の企業の利得2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の

一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる

ないものとする。
益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超え租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受

は近に掲げる株式を直接又は間接に所有する法人である場される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の①又の一当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定

妥当な考慮を払う。

妥当な考慮を払う。

の調整に当たっては、この条約の他の規定に

はい、双方の企業の間において課された租税の額につき適当な

なときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対し

なときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対し

なときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対し

なときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対し

なときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対し

なときは、当該一方の締約国は、その資入された利得の全部又は一部

第十条

課することができる。
に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を
1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者

(2(a) 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者である場合には、当該配当の額の十五パーることができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当ることができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当ますることができる。

益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六の受領者が当該配当の受益者である場合であって、当該受し、国の規定にかかわらず、1の配当に対しては、当該配当

合には、当該配当の額の五パーセント

ト以上に相当する株式には、当該配当を支払う法人の発行済株式の十パーセンには、当該配当を支払う法人の発行済株式の十パーセン

セント以上に相当する株式は、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーは、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パー

ト ら その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセン

> ができる。 においても、当該締約国の法令に従って租税を課することにおいても、当該配当を支払う法人が居住者である締約国においても、当該配当を支払う法人が居住者である締約国においても、当該配当を支払う法人が居住者である締約国

- ト(間接に所有されるものを含む。)には、当該法人の発行済株式の少なくとも十五パーセンには、当該配当を支払う法人がフランスの居住者である場合
- は、当該法人の議決権株式の少なくとも十五パーセント

 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に
- (c) (i) 該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 ①又は①に掲げる株式を所有するものである場合には、 締約国の適格居住者である法人であって、 該配当の受領者が当該配当の受益者であり、 る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じ、 には、 (a)及び(b)の規定にかかわらず、 当該配当を支払う法人がフランスの居住者である場合 (間接に所有されるものを含む。) 当該法人の発行済株式の少なくとも十五パーセン 1の配当に対しては、 利得の分配に係 かつ、 一方の 次の

られる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充て

- 3 2の規定にかかわらず、1の配当に対しては、当該配当の 3 2の規定にかかわらず、1の配当に対しては、当該配当の
- 接に所有する法人(a) 当該配当を支払う法人がフランスの居住者である場合に(a) 当該配当を支払う法人の発行とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の発行とする六箇月の期間を通じ、当該配当をその末日
- 二十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所は、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決とする対策の対して、当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に、当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に、当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に、当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に、当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に、当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に、当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に、当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に、当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に、当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に、当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に、当該配当を対している。

- てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。(d) この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充は、当該法人の議決権株式の少なくとも十五パーセント(i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合に
- 条件を満たすものをいう。 約国の居住者である法人であって次の()又は()に規定する名。 2()の規定の適用上、「締約国の適格居住者」とは、締
- 取引所において通常取引されていること。

 (1) 当該法人の株式がいずれか一方の締約国の公認の株式
- よって直接又は間接に所有されていること。 が、次の国から団までに掲げるもののうちのいずれかに 当該法人の発行済株式の五十パーセントを超える株式
- 体が所有する機関 は地方公共団体又はこれらの政府若しくは地方公共団 図 いずれか一方の締約国若しくは適格国の政府若しく
- 又は二以上の個人 いずれか一方の締約国又は適格国の居住者である一
- の公認の株式取引所において通常取引されているもの以上の法人であってその株式がいずれか一方の締約国金 いずれか一方の締約国の居住者である一若しくは二

いて通常取引されているものあってその株式が当該適格国の公認の株式取引所にお又は適格国の居住者である一若しくは二以上の法人で

- 各法人の発行済株式の五十パーセントを超える株式が、(b(i) (a) (i) (a) (i) の規定の適用上、株式は、当該株式がいずれかの下所有の連鎖の中にある一又は二以上の中間の法人によって所有される場合であって、当該連鎖の中にある中間の法人によって所有される場合であって、当該連鎖の中にある中間の法人によってがある。
- は いずれか一方の締約国若しくは適格国の政府若しくは 当該連鎖の中にある一又は二以上の中間の法人

有されているものとされる。

次のいずれかによって所有されているときは、間接に所

- 体、機関、個人又は法人の組合せの。 図及び知に掲げる一又は二以上の政府、地方公共団
- 法人が発行した株式は、当該法人と適格国の居住者(所) ()の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である

のとされない。

林国の居住者でない場合には、間接に所有されているもの法人のうちのいずれかがいずれか一方の締約国又は適の所有の連鎖において、当該所有の連鎖の中にある中間のとされない。

のとみなされることが了解される。 他の所有の連鎖があるときは、間接に所有されているも 合であっても、すべての中間の法人が当該要件を満たす のとみなされることが了解される。

に (a)及び(b)の規定の適用上、「適格国」とは、配当を支払 に (a)及び(b)の規定の適用上、「適格国」とは、配当を支払 に (a)及び(b)の規定の適用上、「適格国」とは、配当を支払

の国庫から当該タックス・クレジットの額に等しい額の支 タックス・クレジットを受ける権利を有することとなるも のを当該配当の受益者として受領する場合には、フランス のを当該配当の受益者として受領する場合には、フランス

規定により租税を課される。払を受ける権利を有する。当該支払を受ける額は、2回の

ついてのみ適用する。
しいの規定は、次の①又は⑪に該当する日本国の居住者に

(i) 個人

パーセントを直接又は間接に所有する法人以外の法人()。の配当を支払う法人の発行済株式の少なくとも十五

国庫からの当該支払に対し日本国の租税を課されることと
(c) (a)の規定は、配当の受益者が、当該配当及びフランスの

(d) (a)に規定するフランスの国庫からの支払の額は、この条なる場合にのみ適用する。

約の適用上配当とみなす。

の規定を除く。)の適用上日本国の居住者とみなす。当該国の租税が免除されるものについては、この条の規定(4)おいて設立され又は組織された集合年金基金であって日本国に

レジットを受ける権利を有することとなるものを当該配当てフランスの居住者が受領したとしたならばタックス・ク基金が、フランスの居住者である法人が支払う配当であっ

の受益者として受領する場合には、

当該基金は、

当該配当

の規定により租税を課される。 支払を受ける権利を有する。当該支払を受ける額は、2(a) タックス・クレジットの額の八十五分の三十に等しい額の 別接に所有しない場合に限り、フランスの国庫から当該 間接に所有しない場合に限り、フランスの国庫から当該

- するよう(a)に規定する割合を変更する。
 当該配当及び当該支払から源泉徴収される租税の額に一致は、フランスは、(a)の規定に従って与えられる支払の額がは、フランスの税法に規定する配当の額に対するタックス・
- 6 4及び5の規定は、日本国の居住者である配当の受益者6 4及び5の規定は、日本国の居住者である配当の受益者
- を支払う法人が実質的に支払った範囲内で前払税の還付を受払を受ける権利を有しないものは、当該配当に関し当該配当国の居住者であって、4に規定するフランスの国庫からの支フランスの居住者である法人が支払う配当を受領する日本

よって支払われる配当については、適用しない。 受益者に対して支払う配当を控除することができる法人に受益者に対して支払う配当を控除することができる法人に

5 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株 8 1 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株 8 1 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株 8 1 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株 8 1 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株 8 2 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株 8 2 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株 8 2 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株 8 2 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株 8 3 この条において、 6 に対し、 6 に対し、 6 に対し、 7 に対し

規定を適用する。

るものであるときは、

適用しない。この場合には、第七条の

適用上配当とみなす。2の規定は、当該還付される額に適用だけ減額される。当該還付される前払税の額は、この条約のフランスの国庫からの支払を受ける場合には、当該支払の額けることができる。ただし、当該還付の額は、5に規定する

の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連 「大学社会」である固定的施設と実質的な関連 「大学社会」であって分配を行う法人が居住者である締約国の税法上所得であって分配を行う法人が居住者である締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他る配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他る配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他る場合において当該他方の締約国において当該他方の統計と対象を提供する。この条において、当該配当の表別を表別である。 で、また、当該留保所得に対して租税を課することができな 大の支払う配当及び当該法人の留保所得については、当該配 となった株式その他の持分が当該他方の締約国内 当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の となった株式その他の持分が当該他方の締約国内 にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の である場合の が当該他方の締約国内 にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の である場合の である場合の にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の である場合の であると でっ

7 |

国の居住者が当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行 (以下この8において「優先株式等」という。)に関して他 方の締約国の居住者から配当の支払を受ける場合において、 次の(a及び(b)に規定する事項に該当する者が当該配当の支払 の基因となる優先株式等と同等の当該一方の締約国の居住者 の基因となる優先株式等と同等の当該一方の締約国の居住者

にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するも大の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内にある恒久のが出入のが出方の統約国の居住者である法人が他方の締約国は、当該社工条又は第十四条の規定を適用する。

ることができず、また、当該留保所得に対して租税を課するのである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課す

ことができない。

益者とはされない。
られるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受られるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受を受け、又はこれを所有することはなかったであろうと認め

権利を有しないこと。 典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける 方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特 当該他方の締約国の居住者が支払う配当に関し、当該一

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

のはい。 配当については、この条の規定(8の規定を除く。)を適用 に関与した者がこの条の特典を受けることを当該権利の設定 に関与した者がこの条の特典を受けることを当該権利の設定 のまたる目的の全部又は一部とする場合には、当該 に関与した者がこの条の特典を受けることを当該権利の設定

いても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課すること1の利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国にお

2

ができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約

第十一条

課することができる。
払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支

その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者であも、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において

2

超えないものとする。 国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを|

3 (a) 子であって、次のいずれかの場合に該当するものについて 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利 当該利子の受益者が、 他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 当該他方の締約国の政府、 地方公 3

共団体、

中央銀行又は政府が全面的に所有する機関である

- (b) 場合 はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場 中央銀行又は政府が全面的に所有する機関によって保証さ れた債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又 て、当該利子が当該他方の締約国の政府、 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であっ 地方公共団体、
- (c) の締約国の居住者である場合 当該利子の受益者が、 次のいずれかに該当する当該他方
- 銀行
- (ii) 保険会社
- 証券会社
- (iv) ①からWiまでに掲げる者以外の企業であって、 当該利

る場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものと する。

子であって、 当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、 保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関し 国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の する金融機関によって保険に付された債権、 締約国の政府、 公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約 一方の締約国において租税を免除する。 の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利 他方の締約国の政府、 当該他方の締約国の地方公共団体、 当該他方の締約国の地方 これらによって 当該他方

する信用に係る債権から成るもの と第九条1回又は他の規定にいう関係を有しない者に対 子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度におい において発行された債券又は有利子預金から成り、 その資産の五十パーセントを超える部分が当該企業 その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場

(d) 権に関して支払われる場合 信用供与による設備又は物品の販売の一環として生ずる債 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であっ 当該利子が当該他方の締約国の居住者により行われる

4 有する機関」とは、次のものをいう。 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所

及び「政府の所有する金

あって両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合 フランス政府が資本の全部を所有するその他の機関で 4 (a) 融機関」とは、次のものをいう。 (ii) (i) 3の規定の適用上、「中央銀行」 フランスについては、 の政府が外交上の公文の交換により合意するもの フランス政府が所有するその他の金融機関で両締約国 フランス銀行

(ii)

意するもの

- (b) (i) 日本国については 日本銀行
- (ii) 日本輸出入銀行

(ii)

国際協力銀行

(iv) | (iii) 独立行政法人日本貿易保険

て両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意す 日本国政府が資本の全部を所有するその他の機関であっ

5

よる設備又は物品の販売に関し他方の締約国の居住者に支払

方の締約国内において生ずる利子であって、

信用供与に

除する。

ただし、

当該他方の締約国の居住者が当該設備又は

われるものについては、

当 該

一方の締約国において租税を免

(iii) | 政府が外交上の公文の交換により合意するもの 日本国政府が所有するその他の金融機関で両締約 玉

0

5 社債から生じた所得(公債、 有無を問わない。) から生じた所得、特に、公債、債券又は この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係 (担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の 債券又は社債の割増金及び賞金 6

設と実質的な関連を有するものであるときは、 を含む。)をいう。 他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合に の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子 当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施 適用しない。 7

この場合には、

第七条の規定を適用する。

社債から生じた所得(公債、 有無を問わない。)から生じた所得、特に、公債、債券又は る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の 物品の販売者である場合に限る。 を含む。)をいう。 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係 債券又は社債の割増金及び賞金

当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行 該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該 的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、 る利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定 1から3まで及び5の規定は、一方の締約国の居住者であ

7 在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。 されるものであるときは、 い。)が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合におい 支払者(いずれかの締約国の居住者であるか否かを問わな 方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の 公共団体又は一方の締約国の居住者である場合には、当該一 ついて生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担 利子は、その支払者が一方の締約国、一方の締約国の地方 当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設に 当該利子は、当該恒久的施設が存

8 の超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考 ついてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちそ えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額に としたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超 <u>ٔ</u>ر 間の特別の関係により、 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合にお 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者と 当該利子の額が、その関係がない 9|

8| て、 る 設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、 締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合にお 者(締約国の居住者であるかないかを問わない。)が一方の 締約国内において生じたものとされる。ただし、 の地方公共団体若しくは居住者である場合には、 固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、 しない。この場合には、 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該 第七条又は第十四条の規定を適用す 当該一方の 方の締: 適用

過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上 てのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超 いて、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者と 方の締約国内において生じたものとされる。 ときは、この条の規定は、その合意したとみられる額につい たならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超える の間の特別の関係により、 該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該 は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合にお 当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設又 利子の額が、その関係がないとし 利子の支払

と | 各締約国の法令に従って租税を課することができる。

- 9 一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされなに規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該権を取得することはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の9 一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の9 一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の9 一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の9 一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の
- 権利を有しないこと。 典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特別。当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一
- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

は、この条の規定(9の規定を除く。)を適用しない。たる目的の全部又は一部とする場合には、当該利子についてがこの条の特典を受けることを当該債権の設定又は移転の主がこの条の特典を受けることを当該債権の設定又は移転に関与した者

第十二条

て、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価としむ。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密は学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオースの条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しく3

の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう。

2

| を課することができる。| 払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税| 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支

の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。 て、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報な。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密は学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオンの条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しく

3

締約国内において生じたものとされる。料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用超について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的

5 著作物 締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じ 料又は収入の受益者が、当該使用料又は収入の生じた他方の 権 第七条又は第十四条の規定を適用する。 連を有するものであるときは、適用しない。この場合には 又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関 合において、当該使用料又は収入の支払の基因となった権利 国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場 て事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約 工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。 テレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作 1 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用 特許権、 2及び4の規定は、 (ソフトウェア、 商標権、 意匠、 映画フィルム及びラジオ放送用又は 文学上、 模型、 美術上若しくは学術上の 図面、 秘密方式又は秘

| 7 使用料又は収入の支払の基因となった使用、権利又は情報

使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について 7 年

4

でいて租税を課することができる。 老慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又は 大いの規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に を払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約 でのの他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令には、 を加力れた額のうちその超過する部分に対しては、その合 でのの他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令には、 をのの他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令には、 をのの他の規定に妥当な考慮を払った上で、との場合には、 をのの他の規定に妥当な考慮を払った上で、との場合には、 をのの他の規定に妥当な考慮を払った上で、との場合には、 をのの他の規定に妥当な考慮を払った上で、との場合には、 をのの他の規定は、そのの間又は

は、当該使用料の受益者とはされない。 一方の締約国の居住者から使用料の支払を受けることはなかった の締約国の居住者が当該無体財産権の使用に関して当該一方 の締約国の居住者が当該無体財産権の使用に関して当該他方 の締約国の居住者が当該無体財産権の使用に関して当該他方 の締約国の居住者がら使用料の支払を受けないとしたならば、当該一方 の締約国の居住者から使用料の支払を受けることはなかった であろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者がら使用料の支払を受けないとしたならば、当該一方 の締約国の居住者から使用料の支払を受けることはなかった であろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者がある無体財産権の使用に関して他

特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受け一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる。当該他方の締約国内において生ずる使用料に関し、当該

の法令に従って租税を課することができる。とができる。この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国り、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支り、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支い、この条約の他の規定において、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支い、この条約の他の規定において、使用料又は収入の支払者とについて考慮した場合において、使用料又は収入の支払者と

る権利を有しないこと。

- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。
- 関与した者がこの条の特典を受けることを当該権利又は財産 の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合に 使用料の支払の基因となる権利又は財産の設定又は移転に)を適用しない。 当該使用料については、 この条の規定(5の規定を除
- 1 できる。 に対しては、当該他方の締約国において租税を課することが 他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益 方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であって 1

第十三条

ができる。 は、当該不動産が存在する締約国において租税を課すること 第六条に規定する不動産の譲渡から生ずる収益に対して

- 2 (a) ことができる。 とを条件として、当該他方の締約国において租税を課する 人の株式の譲渡によって取得する収益に対しては、次のこ 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法
- (i) 特殊関係者が保有し又は所有する株式で当該譲渡者が保 が、当該課税年度中のいかなる時点においても当該法人 有し又は所有するものと合算されるものを含む。)の数 当該譲渡者が保有し又は所有する株式(当該譲渡者の

三六

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が法人、信の機関又は団体の資産又は財産の価値の五十パーセント以上に対産その他の機関又は団体の株式その他の権利の譲渡にが財産その他の機関又は団体の株式その他の権利の譲渡に

するもの又は当該不動産に関連する権利により、

直接又は

と。の発行済株式の少なくとも二十五パーセントであるこ

- も五パーセントであること。渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の少なくとい、当該譲渡者及びその特殊関係者が当該課税年度中に譲
- (b) (a)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法し。 (b) (a)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法に関連してのみ課税を取得する場合であって、当該締約国の税法上課税の繰延べが当該居住者に認められることを国の税法上課税の繰延べが当該居住者に認められることを特典を得ることを主たる目的として行われた取引について特典を得ることを主たる目的として行われた取引について特典を得ることを主たる目的として行われた取引については、この限りでない。
- て直接又は間接に所有する場合には、当該一方の締約国にお を除く。)、法人の持分又は組合、信託若しくは遺産の持分 の譲渡から生ずる収益に対しては、当該法人、組合、信託又 の譲渡から生ずる収益に対しては、当該法人、組合、信託又 は遺産が一方の締約国の公認の株式取引所において通常取引されるもの

いて租税を課することができる。
介して間接に構成される場合に限り、当該他方の締約国にお若しくは二以上の他の法人、信託財産、機関若しくは団体を

国において租税を課することができる。 | 国において租税を課することができる。 | に対しては、当該他方の締約 | の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設のの譲渡又は企業全体の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の事業用資産を構成する財産 | 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方 | 4

いて租税を課することができる。

を課することができる。
と及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国内においてその用立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用立の人的役務を提供するため他方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国の居住者が独立の統領国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財を課することができる。

- の締約国においてのみ租税を課することができる。除く。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を5 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空
- 租税を課することができる。 収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる
- 7 1から6までの規定は、前条5に規定する収入について

削除

は、適用しない。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の税を課することができる。その者がそのような固定的施設を他方の有する場合には、当該所得に対しては、その者が自己のもいる場合には、当該所得に対しては、その者が自己のを課することができる。

科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。
育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯の自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教

第十五条

の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について助務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の新約国の居住者がその勤務について

国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約()当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二

によって負担されるものでないこと。()、報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設

報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課するこ

とができる。

約国においてのみ租税を課することができる。 次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締

滞在すること。 ても合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に (a) 報酬の受領者が継続するいかなる十二箇月の期間におい

- に代わる者から支払われるものであること。 し 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれ
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際又は固定的施設によって負担されるものでないこと。 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設

第十六条

役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の

1(a) 第七条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国 1(a) 第七条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国

|る。 |しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

第十七条

の締約国において租税を免除する。 質的に賄われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実いずれかの締約国の地方公共団体の公的資金又はいずれか

2(a) 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的2(a) 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家のが第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属とができる。

れる当該一方の締約国において租税を課することができて、対る場合には、当該所得に対しては、第七条及び第十五条活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属の、一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的の

る

2 (a) 締約国において課税上認められた社会保障制度に対して支 いて課税上の救済の対象とされない範囲内で、 該個人の租税の額の決定に際して、 れるものに限る。 開始する日から継続して六十箇月を超えない期間に支払わ 供する当該他方の締約国の居住者である個人又は当該個人 る要件を満たす場合に限り、 に代わる者が支払う強制保険料(当該個人が役務の提供を た社会保障制度に対し、他方の締約国内において役務を提 一方の締約国において設けられ、)については、 当該他方の締約国における当 次の()から()までに掲げ 当該一方の締約国にお かつ、 課税上認められ 当該他方の

の締約国において租税を免除する。質的に賄われる場合には、当該所得については、当該一方の締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実いずれかの締約国の地方公共団体の公的資金又はいずれか

第十八条

することができる。
する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課き一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類き、次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につ

限に従って取り扱う。払われる強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制

- 障制度に参加していたこと。 く、かつ、当該一方の締約国において設けられた社会保開始する直前において、当該他方の締約国の居住者でな開始する直前において、当該他方の締約国の居住者でない。
- おいて租税を課されること。 対が賦課されるものに限る。)が、当該他方の締約国に料が賦課されるものに限る。)が、当該他方の締約国において設けられた社会保障制度に対する強制保険
- (b) (aの規定の適用上、
- う。 ついて社会保障給付を受けるために参加する制度をいい () 「社会保障制度」とは、個人が(a)の規定にいう役務に
- 国において課税上の救済の対象とされるときは、当該社

 ・ 社会保障制度に対して支払う強制保険料が一方の締約

られた」こととなる。

第十九条

1(a) 公務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国のおいてのみ租税を課することができまって支払われる報酬(退職年金を除く。)に対しては、該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に該一方の締約国又は当該一方の締約国の

- 該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当れ、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(i)に該当する当該他方の(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供さ
- 前 専ら当該役務を提供するi 当該他方の締約国の国民
- れ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払わし提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国2(a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対

できる。 ては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対し

- ることができる。 金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年 し もっとも、(4)の個人が他方の締約国の居住者であり、か
- る。 職年金については、第十五条から前条までの規定を適用す事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う

第二十条

1 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する
まったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付につ
たものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付につ
たものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付につ
たものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付につ
なっというのが表別を
はっというのに
はっというの
はっというな
はっというな
はっないる
はっというの
はっというの
はっというの
はっというにいうな
はっというな
はっというの
はっというにいうな
はっというな
は

2 政府又は宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体から

者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者で

に一時的に滞在する個人であって、現に他方の締約国の居住

奨励金の受領者として、二年を超えない期間一方の締約国内

支払われる主として勉学又は研究のための交付金、

手当又は

第二十条のA

国の法令に従って租税を課することができる。対しては、当該所得又は収益が生ずる締約国において当該締約に類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得又は収益にこの条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これ

第二十一条

る研究から生ずる所得については、適用しない。2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われ

第二十二条

1

一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わ 1 各条に規定がないものに対しては、 てのみ租税を課することができる。 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前 当該一方の締約国におい

締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供するのの場合である。 一に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他 で規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他 の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2

の場合には、第七条の規定を適用する。るものであるときは、当該所得については、適用しない。こ

3 ことができる。 な考慮を払った上で、 ちその超過する部分に対しては、 てのみ適用する。この場合には、 ときは、 居住者及び当該その他の者が合意したとみられる額を超える 得の額が、 はその双方と第三者との間の特別の関係により、 1に規定する一方の締約国の居住者とその他の者との間又 この条の規定は、 その関係がないとしたならば当該一 各締約国の法令に従って租税を課する その合意したとみられる額につい 当該その他の所得の額のう この条約の他の規定に妥当 方の締約国の その他の所

の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けることはなに対産と同一の権利又は財産に関して当該一方の締約国の居住者がらその他の所得の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産に関して当該一方の締約国の居住者がある権利又は財産に関して他方のの締約国の居住者がある権利又は財産に関して他方のの締約国の居住者がある権利又は財産に関して他方のの締約国の居住者がある権利又は財産に関して他方のの締約国の居住者がある権利又は財産に関して他方のの

この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。するものであるときは、当該所得については、適用しない。産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有る場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財

住者は、当該その他の所得の受益者とはされない。かったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居

- 東上受ける権利と行うないによっ し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認 し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認
- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。 典を受ける権利を有しないこと。

規定を除く。)を適用しない。

お転に関与した者がこの条の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場は財産の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合に以

第二十二条のA

1

権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典にこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税にこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税にこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税にこれらの規定に規定するのは、2に規定する適格者に該当定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当において、これらの規定により認められる特典を受けるをある所得を取得する。ただし、これらの規定により認められる特典を利力の統約国の居住者であって他方の統約国において第七

の限りでない。 を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、

2 各課税年度において適格者とする。 ずれかに該当する場合には、 一方の締約国の居住者が次の回から回までに掲げる者のい 当該一方の締約国の居住者は、

(b) | (a) 個人

- 適格政府機関
- (c) ものに限る。) 又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される る公認の有価証券市場に上場され又は登録され、 法人(その主たる種類の株式が、7〇〇〇又は〇〇に規定す かつ、
- (d) 場合に限る。) 株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有する る持分の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益 れかの締約国の居住者が、 に関する持分又は議決権の五十パーセント以上に相当する 個人以外の者(ゆからしまでに掲げる適格者であるいず 発行済株式その他の受益に関す
- 3 場合においても、他方の締約国において取得する第七条、 十条3、 方の締約国の居住者である法人は、 第十一条3、 第十二条、 第十三条又は前条に定める 適格者に該当しない

を有する。

を有する。

を有する。

を有する。

を有する。

を有する。

を有する。

を有する。

を有する。

- 満たすものとする。 は、その所得の支払が行われる課税年度について当該要件を で期間を通じて2d又は3に規定する要件を満たしている の期間を通じて2d又は3に規定する要件を満たしている の期間を通じて2d又は3に規定する要件を満たしている の期間を通じて2d又は3に規定する要件を満たしている の期間を通じて2d又は3に規定する要件を満たしている
- を満たすものとする。 を満たすものとする。 を満たすものとする。 を満たするの他のすべての場合については、一方の締約国の居住
- 5個 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合にお

証券業を除く。 住者が自己の勘定のために投資を行い、 特典を受ける権利を有する。 する要件を満たすときは、これらの規定により認められる により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定 取得されるものであり、 を行っており、 得に関し、当該居住者が当該一方の締約国内において事業 3 いても、 (銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は 第十一条3、 他方の締約国において取得する第七条、)である場合は、この限りでない。 当該所得が当該事業に関連し又は付随して 第十二条、 かつ、当該居住者がこれらの規定 ただし、当該事業が、 第十三条又は前条に定める所 又は管理するもの 当該居 第十条

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a) 事業から所得を取得する場合には、当該居住者又は当該用方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該居住者又はついて(a)に規定する条件を満たすこととはならない。このついて(a)に規定する条件を満たすこととはならない。このついて(a)に規定する条件を満たすこととはならない。このついて(a)に規定する条件を満たすこととはならない。このついて(a)に規定する条件を満たすこととはならない。このついて(a)に規定する条件を満たすこととはならない。このついて(a)に規定する条件を満たすこととはならない。このの規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、当該関係を有する者が当該居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合である。

すべての事実及び状況に基づいて判断される。

者及び当該他方の者は、関連するものとする。 他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上 る。また、すべての事実及び状況に基づいて、 は、当該一方の者及び当該他方の者は、関連するものとす 合には、当該法人の発行済株式又は議決権の五十パーセン の者の受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の場 上に相当する株式)を所有する場合又は第三者がそれぞれ 受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の場合に 業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の 員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事 を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合 の同一の者によって支配されている場合には、 ト以上に相当する株式)を直接又は間接に所有する場合に (9)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業 当該法人の発行済株式又は議決権の五十パーセント以 当該一方の 一方の者が

6

一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、

び5の規定に基づき第七条、

第十条3、

第十一条3、

第十二

かつ、

3 及

より認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しない条、第十三条又は前条に定める所得についてこれらの規定に

る特典を受けることができる。 ものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとする 認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとする おのでないと認定するときは、これらの規定により がこれらの規定により ときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他

7 この条の規定の適用上、

- (b) 「主たる種類の株式」とは、法人の発行済株式又は議決権の 単独で法人の発行済株式又は議決権の過半数を占める普通株式をいう。ただし、普通株式が り、「主たる種類の株式」とは、法人の発行済株式又は議決権の 過半数を占める一場では、法人の発行済株式といる。
- (c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。
- (i) フランスにおける金融市場庁により規制される有価証

券市場

(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五

- 品取引業協会により設立された有価証券市場 号)に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商
- 引所及びナスダック市場 欧州連合における有価証券市場、ニューヨーク証券取
- 公認の有価証券市場として合意するもの この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が
- (i) この条約の特典を請求される締約国との間に租税に関う。 う。 (d) 「同等受益者」とは、次の(i)又は(i)のいずれかの者をい
- (w)までに掲げる要件を満たすものいう。)を有している国の居住者であって、次の知からする二重課税の回避のための条約(以下「租税条約」としての条約の特典を請求される締約国との間に租税に関
- 出 当該居住者が、租税条約のいわゆる特典条項に基づこと。こと。 租税条約が実効的な情報交換に関する規定を有する
- 定により適格者に該当するであろうとみられること。定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定がない場合には、租税条約のいわゆる特典条項に基づ当該居住者が、租税条約のいわゆる特典条項に基づ
- ∞ 第七条、第十条3、第十一条3、第十二条、第十三

ii 2(a)から(c)までに掲げる適格者

第二十三条

選する。 1 個 フランスについては、二重課税は、次の方法によって回

は、これをフランスの租税から控除する権利を有する。当から控除することはできないものとするが、当該受益者のとする。この場合において、日本国の租税は、当該所得がフランスの租税の計算上考慮に入れるもれない場合には、フランスの抵令上法人税の免除の対象とさいらする。この場合において租税を課することができるものについいら控除することはできないものとするが、当該所得の受益者がフランスの居住者であり、から控除することはできないものとするが、当該受益者から控除することはできないものとするが、当該受益者から控除するには、フランスの租税を課することができるもの又は従って日本国において生ずる所得であってこの条約の規定に日本国において生ずる所得であってこの条約の規定に

該控除の額は、次の額に等しいものとする。

帰せられるフランスの租税の額()(近に規定する所得以外のものについては、当該所得に

(ii)

第十条、

3、第十六条及び第十七条に規定する所得については、

第十一条、第十三条1から3まで、第十五条

この条約の規定に従って日本国において納付された租税

- ランスの租税の額を超えないものとする。) 十五条3、第十六条及び第十七条に規定する所得につい 第十条から第十二条まで、第十三条1から3まで、第
- の譲渡から生ずる収益に対する租税を含む。)。 について課されるものであるかを問わず、動産又は不動産定にかかわらず、フランスのために課されるすべての租税 は、第二条1(a)の規

の租税の額を超えないものとする。)

は収益については、租税からの控除は認められない。 に (aの規定にかかわらず、第二十条のAに規定する所得又)

- ら控除することに関する日本国の法令の規定に従い、2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税か
- には、当該所得について納付されるフランスの租税の額いて租税を課される所得をフランスにおいて取得する場合図 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってフランスにお

ブランスにおいて取得される所得が、フランスの居住者該所得に対応する部分を超えないものとする。 除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控

第二十四条

に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設

3

第九条1、

第十条8若しくは9

第十

条8から10まで、

3

合における条件と同様の条件で控除するものとする。 当たって、当該一方の締約国の居住者の課税対象利得の決定に 統約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金につ 締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金につ がしたが、一方の締約国の居住者が他方の 第十二条4から6まで又は第二十二条3から5までの規定が

> てはならない。 他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解して自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由とし利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不

控除するものとする。 第九条1、第十一条9又は第十二条7の規定が適用される 第六条1、第十一条9又は第十二条7の規定が適用される を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住 を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住

を課されることはない。

一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他一方の締約国の企業であってその資本の全部又は間接に所方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所一方の締約国の一次は二以上の居住者により直接又は間接に所一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他

4

類の税に適用する。
5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種

第二十五条

限にもかかわらず、実施されなければならない。 べき解決を与えることができない場合には、この条約の規定 こしたすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制立したすべての合意は、する当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成る当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成 と 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足す

両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に

3

及び第二条の規定による制限を受けない。

に関連する情報を交換する。これらの情報の交換は、第一条に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は1

のみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をその特に関する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対して我の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密方の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一

ことができる。ない場合における二重課税を除去するため、相互に協議するる。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めの関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努め

め、直接相互に通信することができる。 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するた

第二十六条

者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ開 これらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する 若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又は として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課 該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密 るため必要な情報を交換する。 が適用される租税に関する両締約国の法令 又は当局は、 れらの目的のためにのみ使用することができる。これらの者 示することができる。 による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、 く課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。 両締約国の権限のある当局は、 当該情報を公開の法廷における審理又は司法上 これらの者又は当局は、 情報の交換は、 この条約若しくはこの条約 (当該法令に基 当該情報をこ 第一条の規定)を実施す

当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定におい て開示することができる。 ような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、

3 し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対 2

の決定において開示することができる。

のことを行う義務を課するものと解してはならない。 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、

次

- (a) 慣行に抵触する行政上の措置をとること。 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の
- (b) 又は行政の通常の運営において入手することができない情 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において

報を提供すること。

- (c) 若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開す ることが公の秩序に反することになる情報を提供するこ 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密
- 3 用される租税」には、 第二条の規定にかかわらず、 両締約国が課するすべての種類の税を 1に規定する「この条約が適

4 の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を 該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、 方の締約国は、 他方の締約国がこの条の規定に従って当 自己

担否することを認めるものと解してはならない。
税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供をうが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課うな手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うな手段を講ずる。一方の締約国がこのよ入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がこのよ

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人若しくは代理人若しくは受託者が有する情報又は関、名義人若しくは代理人若しくは受託者が有する情報又は

当該他方の締約国に対して責任を負う。 徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その利の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を

第二十七条

(b)

なる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならなの慣行に抵触し、又は当該締約国の公の秩序に反することにるいずれの締約国に対しても、当該締約国の法令及び行政上

2

1の規定は、いかなる場合にも、租税を徴収するよう努め 2

のようにして取り戻された金額につきフランスに対して責又は還付に係る金額を取り戻すよう努める。日本国は、こ

任を負う。

政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。16の支払若しくは還付に係る金額を取り戻すよう努めるいずれの締約国に対しても、当該締約国の法令及び行政上の慣ずれの規定は、いかなる場合にも、16の租税を徴収し又は

第二十八条

のではない。 定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすもこの条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協

第二十九条

典の請求を行うことができる。他方の締約国は、当該請求の全金の受託者が、当該基金のうち当該特典を受ける権利を有する定により認められる特典を受ける権利を有する場合には、フラ定により認められる特典を受ける権利を有する場合には、フラニにより認められる特典を受ける権利を有する場合には、フラニー方の締約国の公認投資基金に参加する者が、当該基金の取一方の締約国の公認投資基金に参加する者が、当該基金の取

第三十条

- (a) フランスにおいては、(b) この条約は、次のものについて適用する。(c) それぞれののについて適用する。(d) というでは、次のものについて適用する。(e) との条約は、次のものについて適用する。(f) というで換の日のを決している。(f) というではいてがあります。(g) フランスにおいては、(h) というでは、(i) フランスにおいては、(i) フランスにおいては、
- ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額()源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生
- 各暦年又は各事業年度に関する所得条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する近 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この

- の翌年の一月一日以後に生ずる課税事象に係る課税

 一その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年
- (b) 日本国においては、
- ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額()源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生
- 各課税年度の所得条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する近、源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この
- の条約が適用される租税につき、終了し、かつ、適用されなの条約が適用される租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とつ間の条約(千九百六十四年十一月二十七日にパリで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府とつ間の条約(千九百八十一年三月十日に対する議定書による改正を含む。)は、2の規定に従ってこれがりで署名された所得に対する番談に関する二重課税の回避の条約が適力を生ずる年の条約が適用される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の条約が適用される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の条約が適用される租税につき、終了し、かつ、適用されなの条約が適用される租税につき、終了し、かつ、適用されなの条約が適用される租税につき、終了し、かつ、適用されなの条約が適用される租税につき、終了し、かつ、適用されなの条約が適用される租税につき、終了し、かつ、適用されなの条約が適用される租税につき、終了し、かつ、適用される租税につき、終了し、かつ、適用されなの条約が適用される租税につき、終了し、かつ、適用されなの条約が適用される。

3

第三十一条

くなる。

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方

う。この場合には、この条約は、次のものにつき効力を失じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことがでた後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了し

- (a) フランスにおいては、
- た年の翌年の一月一日以後に租税を課される額(i)源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われ(
- の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各

 近 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了
- 翌年の一月一日以後に生ずる課税事象に係る課税・一、その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の

暦年又は各事業年度に関する所得

- (i) 源泉徴収される租
- (i) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了た年の翌年の一月一日以後に租税を課される額(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われ
- 課税年度の所得の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各に、源泉徴収されない所得に対する租務に関しては、終了

(iii)

その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の

翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

けてこの条約に署名した。以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受

語及びフランス語により本書二通を作成した。
千九百九十五年三月三日にパリで、ひとしく正文である日本

日本国政府のために

松浦晃一郎

フランス共和国政府のために

マリアニ

議定書

一部を成す次の規定を協定した。「条約」という。)の署名に当たり、下名は、条約の不可分のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約(以下所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止の

1

は

れる。

2 解される。 は、 条約第三条2に関し、 当該締約国の他の法令に基づく意義に優先することが了 一方の締約国の税法に基づく意義

- 3 条約第四条に関し、次のことが了解される。
- (a) の課税が行われるものに限る。)を含む。 の団体(フランスの国内法令に基づき組合と実質的に同様 条約第二十三条1の適用上、 その事業の実質的管理の場所がフランスにあり、 フランスにおいて法人税を課されない組合又はその他 「フランスの居住者」
- (b) 日本国が条約を適用することに関し、
- (i) 含む。 組合と実質的に同様の課税が行われるものに限る。 い組合又はその他の団体 スである場合には、 ンスにあり、 「一方の締約国の居住者」には、 この場合において かつ、フランスにおいて法人税を課されな その事業の実質的管理の場所がフラ (フランスの国内法令に基づき 当該組合又はその他の団体 当該締約国がフラン

るとされる。

秘を課される部分に関する限り、フランスの居住者であ組合員又は構成員の段階において居住者の所得として租は、その取得する所得のうち、フランスにおいて、その

(i) (i)の組合又はその他の団体の一又は二以上の組合員又は構成員がフランスの居住者ではなく第三国の居住者であるとされる部門本国の租税に関する当該組合又はその他の団体の納税を表務は、当該一又は二以上の組合員又は構成員が当該条義務は、当該一又は二以上の組合員又は構成員が当該条義務は、当該一又は二以上の組合員又は構成員がフランスの居住者であるときは、日本国の租税に関する当該組合又はその他の団体の一又は二以上の組合員又は構成員がフランスの居住者であるとされる部分に関する限り、当該条約又は協定に基づいて決定される。

4 条約第九条に関し、両締約国の権限のある当局は、同条2 にとが了解される。
に基づく課税の結果生ずる不足額に対し自国の法令に基づいに基づく課税の結果生ずる不足額に対し自国の法令に基づいます。
は、同条1の規定に規定する調整が行われる場合において、当該調整の結果還

5 条約第十条3に関し、一方の締約国の居住者である法人

6 削除

5A 住者である締約国の租税に関する法令上、

取り扱われる所得を含むことが了解される。

条約第十条5に関し、 配当」には、 分配を行う法人が居 利益の分配として

> れない。 は、 受益者である場合には、 ついて、 当該法人が支払う配当の五十パーセントを超える割合に 次の回から回までに掲げるもののうちのいずれかが 当該締約国の適格居住者とはみなさ

(a) る機関 公共団体又はこれらの政府若しくは地方公共団体が所有す 当該締約国若しくは適格国以外の国の政府若しくは地方

(c) (b) が、 あって、 いずれか一方の締約国又は適格国の居住者でない個人 いずれか一方の締約国又は適格国の居住者でない法人で 同条3回回から回までに規定する一若しくは二以上 その発行済株式の五十パーセントを超える株式

(d) らの組合せによって直接又は間接に所有されていないもの (回からで)までに規定する一又は二以上の政府、地方公共

の政府、

地方公共団体、機関、個人若しくは法人又はこれ

団体、 機関、 個人又は法人の組合せ

6 分に関連して取得する法人からの分配であって当該分配を行 条約第十条8に関し、 「配当」には、 その株主が自己の持

される。

される。

される。

本約第十条及び第十一条に関し、次に規定する事項が了解

(a) 条約のその他の規定にかかわらず、年金基金(その直前の課税年度の終了の日において、その受益者、構成員又は可解十一条3の特典については、当該年金基金が直接又は間接に下条3の特典については、当該年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない場合に限り、認められる。

たす者をいう。 とは、次の(jから)回までに掲げる要件を満し

立 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報一方の締約国の法令に基づいて設立されること。

 る。

ること。

利益のために所得を取得することを目的として運営され

酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の

よって保険の引受けが行われた債権を含むことが了解されてきフランス共和国政府に代わってフランス貿易保険会社に時の引受けが行われた債権」には、千九百九十四年五月十四降の引受けが行われた債権」には、千九百九十四年五月十四年五月十四日のプランス共和国政令第九十四一三百七十六号の規定に基づきフランス共和国政令第九十四一三百七十六号の規定に基づきフランス共和国政府に代わってフランス貿易保険会社に、同条3の規定にかかわらず、「保7年間、回の規定にいう活動に関して取得する所得又は収益に

条約第十一条3に関し、「保険に付された債権」とは、次

の政令第九十四―三百七十六号の規定に基づきフランス貿(3) 同条3の規定にかかわらず、千九百九十四年五月十四日のものをいうことが了解される。

(b) 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の規定に基易保険会社によって保険に付された債権

8 条約第十二条及び第十三条に関し、第十二条5及び第十三づき日本国政府によって保険に付された債権 (日) 資易保険法(昭和二十五年法律第六十七号) の規定に基

条7の規定は、 される。当該譲渡からの収益については、 正な譲渡から生ずる収益については、 の規定を適用する。 ン放送用のフィルム又はテープを含む。 フトウェア、 条約第十二条及び第十三条に関し、 商標権、 意匠、 映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョ 文学上、 模型、 譲渡は 美術上若しくは学術上の著作物 図面、 それが当該財産に関するいかな 秘密方式又は秘密工程の真 第十二条5及び第十三 適用しないことが了解)の著作権、 第十三条4及び6

| ては、国際交流基金を含むことが了解される。| | 9 | 条約第十七条に関し、「特別の法人」には、日本国についるとみなされる。|

る権利をも譲渡人に残さないものである場合には、

真正であ

94 条約第十五条及び第十八条2に関し、フランスの居住者が低い額を限度として、日本国においては、租税を課さない、各課税年度において次の(3)又は(6)に規定する額のいずれば、各課税年度において数務を開始する自から継続して、10分割のででは、各課税年度において数務を開始する自から継続して、10分割のでである。)が日本国内における動き、10分割のででは、10分割のでである。)が日本国内における動き、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のでは、10分割のに関し、フランスの居住者の低い額を限度として、日本国においては、10分割のに関し、フランスの居住者の低い額を限度として、日本国においては、10分割のに関し、フランスの居住者の低い額を限度として、日本国においては、10分割のに関し、10分割を関し、10分割のに関し、10分割のに関し、10分割のに関し、10分割のは、10分割のに関し、10分割のは

- (a) 当該居住者又は当該居住者に代わる者がいずれかの締約(a) 当該居住者又は当該居住者に代わる者がいずれかの締約
- (b) 日本国において設けられ、かつ、課税上認められた社会

保障制度に対して支払われ得る総保険料の上限額

定第九条が適用される場合には、適用しないことが了解され会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協期間の限定は、二千五年二月二十五日にパリで署名された社期間の限定は、二千五年二月二十五日にパリで署名された社

された社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府と90条約第十八条2(a) (i) 及び94に関し、これらの規定に定める。

10 条約第十九条に関し、次のことが了解される。

の間の協定の適用対象となる制度をいうことが了解される。

- 締約国において租税を課される場合に限る。 酬についても適用する。ただし、当該報酬が、当該一方の関(専ら公務を遂行するものに限る。)を通じて支払う報() 同条の規定は、一方の締約国の政府が自己の所有する機
- の公務員であった個人には適用しない。 方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の地方公共団体的 同条16回の規定は、他方の締約国に滞在する直前に一

条約第二十条のAに関し、「その他これに類する契約」に

10A

関連していずれかの締約国の居住者である組合員が取得する

に取り扱われるものであることが了解される。に関連して匿名組合員が取得する所得又は収益と課税上同様第三十四号)第百三十八条第十一号に規定する匿名組合契約に関連して匿名組合員が取得する所得又は収益は、日本国の所得税法(昭和四十年法律所得又は収益は、日本国の所得税法(昭和四十年法律第三十

是 条約第二十二条のA7(d)に関し、条約第十条3の規定の適用上、同条3の特典を請求する法人の株式を直接又は間接に所有する者が同等受益者であるか否かを決定するに当たって所有する配当を支払う法人の発行済株式又は当該法人の発行する議決権のある株式と同数の株式を所有するものとみなされる。

条約第二十三条1に関し、次のことが了解される。

11

- フランスの租税の額」とは、次のものをいう。(a) 同条1(a)()及び(a)(i)に規定する「当該所得に帰せられる
- 用される税率を乗じて計算した租税の額の場合には、純所得の額に当該純所得に対して実際に適い当該所得に対する租税が比例税率を適用して計算され
- る場合には、フランスの法令上租税を課される純所得の い 当該所得に対する租税が累進税率を適用して計算され

七五

(a) 第三国において組織された団体を通じていずれかの締約

国から取得される所得であって、

13A 条約第二十五条3に関し、

> 13 らが居住者である締約国の国民とみなされる場合であって が了解される。この13の規定は、フランスについては、法 い個人、法人、組合その他の団体とは同様の状況にないこと 人、法人、組合その他の団体は、当該締約国の居住者ではな 人、組合その他の団体が、第三条160の規定の適用上、それ 条約第二十四条1に関し、一方の締約国の居住者である個 適用する。

合に等しい率を当該所得に係る純所得の額に乗じて計算 した租税の額 総額について納付されるべき租税が当該総額に占める割

(b) の額」とは、この条約の規定に従って、当該所得の受益者 本国の租税の額をいう。 であるフランスの居住者が実質的かつ最終的に負担する日 同条1回回に規定する「日本国において納付された租税

12 同条2に規定する控除の適用方法が日本国の法令に従って定 条約第二十三条2に関し、「日本国の法令に従い」とは、

められることをいう。

七六

- (b) おいて組織された団体の所得として取り扱われ、 方の 締約国の租税に関する法令に基づき当該第三国に かつ、
- して二重課税が生ずる場合には、 について、両締約国における課税上の取扱いが異なる結果と (c) 益者、 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受 構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの その事案は、 相互協議手続
- 13B めるものであることが了解される。 情報であって一方の締約国の法令に基づいて保護されるもの の対象とされることが了解される。 人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する 条約第二十六条5の規定は、 該 方の締約国がその提供を拒否することを認 弁護士その他の法律事務代理
- 条約第二十八条に関し、次のことが了解される。

14

- (b) (a) は、 その者が当該一方の締約国においてその総所得に対して当 領事官であって他方の締約国又は第三国に滞在する者は、 該一方の締約国の居住者と同様の納税義務を負う場合に 第四条の規定にかかわらず、一方の締約国の外交官又は 条約の適用上当該一方の締約国の居住者とみなす。
- 七七

外交使節団又は領事館の構成員であって、一方の締約国に

条約は、国際機関、その下部機関又は職員及び第三国の

第二条第一項第十一号に定義する合同運用信託並びに資及び外国投資信託、貸付信託法(昭和二十七年法律第百及び外国投資信託、貸付信託法(昭和二十七年法律第百及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十

産の流動化に関する法律

(平成十年法律第百五号) 第二

は、適用しない。して当該締約国の居住者と同様の納税義務を負わない者に所在し、かつ、いずれの締約国においてもその総所得に対

15 条約第二十九条に関し、次のことが了解される。

(a) 「一方の締約国の公認投資基金」とは、次のものをい

う。

あり、かつ、当該署名の日以後改正されていないか又は信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条に定義する合同運用信和四十年法律第三十三号)第二条に定義する合同運用信託。ただし、これらの規定が、条約の署名の日に有効で託。ただし、これらの規定が、条約の署名の日に有効で配。 当該一方の締約国が日本国である場合には、証券投資

ものである場合に限る。性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのの日以後改正されていないか又はその改正がその基本的れらの規定が、署名の日に有効であり、かつ、当該署名条第十三項に定義する特定目的信託を含む。ただし、こ

微な点についてのみのものである場合に限る。その改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽

(b)

該法令の適用を妨げるものではない。ただし、フランスのを決定することを認めている場合には、条約の規定は、当国にある恒久的施設の利得又は損失を含めてその課税所得し、連結方式により日本国の居住者である子会社又は日本フランスの国内法令がフランスの居住者である法人に対

16 (a)

託者又は運用者に要求することができる。

七九

租税から控除される場合に限る。内法令に従って、当該居住者に対して課されるフランスのの所得について納付された日本国の租税が、フランスの国居住者の課税所得に含められる当該子会社又は恒久的施設

八〇

- (6) フランスの国内法令に従い、フランスがフランスの居住的 フランスの国内法令に従い、フランスがフランスの居住者に従い、フランスの国内法令に従い、フランスがフランスの居住
- 二百九B条の規定又はこれを修正し若しくはこれに代わる(b) 条約のいかなる規定も、フランスがフランス統一税法第限りにおいて、適用することができることが了解される。又はこれを修正し若しくはこれに代わる類似の規定は、こ17(a) 過少資本に関するフランス統一税法第二百十二条の規定
- に関する手続及び書類を決定することができることが了解さ18 フランスの権限のある当局は、フランスによる条約の実施

実質的に類似する規定を適用することを妨げるものではな

が了解される。 締約国の権限のある当局と協議した後、条約に規定する特典 は適当な当局の発行する証明書を要求することができること の居住者であることを証明する当該他方の権限のある当局又 の適用を申請している者に対し、その者が当該他方の締約国

条約の適用上、一方の締約国の権限のある当局は、 他方の 19 明する当該他方の締約国の権限のある当局又は適当な当局の 締約国の権限のある当局と協議した後、条約に規定する特典 の居住者又は第十条3に規定する適格居住者であることを証 の適用を申請している者に対し、その者が当該他方の締約国 発行する証明書を要求することができることが了解される。 条約の適用上、一方の締約国の権限のある当局は、 他方の

れる。

けてこの議定書に署名した。 以上の証拠として、下名は、 各自の政府から正当に委任を受

語及びフランス語により本書二通を作成した。 千九百九十五年三月三日にパリで、ひとしく正文である日本

日本国政府のために 松浦晃一郎

フランス共和国政府のために

マリアニ